北朝鮮によるミサイル発射に断固抗議する決議

北朝鮮は、我が国を初め、国際社会からの累次にわたる自制要請を無視して、2月12日に弾道ミサイルを日本海に向けて発射したのみならず、3月6日には在日米軍を標的として想定した弾道ミサイル発射訓練を強行した。そのうち1発は、能登半島から北北西約200キロメートル沖に落下したと推定され、これまでの北朝鮮によるミサイル発射の中で、我が国の本土に最も接近した可能性がある。

これまで繰り返してきたミサイル発射や核実験等の一連の行動は、国連安全保障理事会の決議に明らかに違反し、国際社会の平和と安心を著しく損なう行為であるほか、漁業関係者の安全な操業を脅かすだけでなく、我が国の安全保障そのものに対する直接的で重大な暴挙であり、断じて容認できるものではない。

よって、本市議会は、北朝鮮によるたび重なるミサイル発射に対して、強く非難 するとともに、重ねて抗議し、北朝鮮に対し、核・ミサイルの開発を直ちに断念す るよう強く求める。

ここに、決議する。

平成 29 年 3 月 13 日

石川県金沢市議会議長 福 田 太 郎